小学校教諭免許状の上級免許状(免許法別表第3、施行規則第11条~14条、教育職員免許 法等施行細則第9条・第12条)

- ※ 基礎となる免許状を取得した後に、大学等で修得した単位のみ有効です。
- ※ 小学校教諭一種免許状を取得する場合、(1)または(2)の該当する単位表を御覧ください。

(1) 大学を卒業していな	(2)に該当しない者	「小学校教諭一種免許状
い者		別表第3備考第7号」の単
		位表を御覧ください。
(2) 大学を卒業した者等	ア又はイのいずれかに該当	「小学校教諭一種免許状
	する者	別表第3備考第7号・施行
	ア 大学に3年以上在学	規則第11条備考第3号」の
	し、93 単位以上を修得し	単位表を御覧ください。
	た者	
	イ 大学に2年以上及び大	
	学の専攻科に1年以上在	
	学し、かつ、93 単位以上	
	を修得した者	

小学校教諭二種免許状 別表第3備考第7号

【基礎資格・必要在職年数】

小学校教諭免許状を有すること

-□ 基礎資格取得後に最低在職年数 6年以上

【必要単位】 基礎資格取得後に修得した単位により最低修得単位数を満たしていること

	基礎貝俗収付後に修行した半世によ	り最低修得単位数を満たしていること									
第1欄	受けようとする免許状の種類		小学校教諭二種免許状							在職年数 及び修得 単位	
	在職年数		6	7	8	9	10	11	12	13以上	
	関事専関教 科 す項門す科 目 るに的るに	(施行細則第18条) 免許法施行規則第3条第1項の表備 考第1号に掲げる科目のうち1以上の 科目について修得するものとする。	4	4	3	3	2	2	1	1	
	解の教る導各	教育の基礎的理解に関する科目	6	6 6 6	6	5	4	4	3	1	
		各教科の指導法に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法 及び生徒指導、教育相談等に関する科 目	14	14	14	11	7	7	5	3	
		選択科目	9	6	3	4	6	3	3	4	
第 2 欄	大学が独自に設定する	(施行細則第28条) 第18条から第20条までに規定する教料に関する専門的事項に関する科目 (中学校及び高等学校にあっては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目、幼稚園にあっては領域に関する専門的事項に関する科目)又は第26条に規定する教職に関する科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。	2	2	2	2	1	1	1	1	
第3欄	最低修得単位数		45	40	35	30	25	20	15	10	

小学校教諭一種免許状 別表第3備考第7号

宮崎県収入証紙 5,000円

【基礎資格・必要在職年数】

小学校教諭免許状を有すること

□ 基礎資格取得後に最低在職年数 5年以上

【必要単位】

第3欄

最低修得単位数

基礎資格取得後に修得した単位により最低修得単位数を満たしていること 在職年数及び修 受けようとする免許状の種類 小学校教諭一種免許状 第1欄 得単位 在職年数 5 6 7 8 9 10 11 12以上 (施行細則第18条) 関的す教 免許法施行規則第3条第1項の表 す事る科 備考第1号に掲げる科目のうち1以 4 3 3 2 2 る 項 専 に 上の科目について修得するものとす 科に門関 る。 5 4 3 3 3 教育の基礎的理解に関する科目 5 4 1 解の教る導各 各教科の指導法に関する科目 科に基諭科法教 道徳、総合的な学習の時間等の指導 目関礎の目に科 11 7 7 11 5 5 5 3 法及び生徒指導、教育相談等に関す 等す的教又関の る科目 る理育はす指 選択科目 5 3 6 4 5 3 1 第2欄 大 (施行細則第28条) 学 第18条から第20条までに規定する が 教科に関する専門的事項に関する科 独 目(中学校及び高等学校にあって 自 は、授与を受けようとする免許状の 5 4 4 3 3 2 目に 教科に応じた教科に関する専門的事 5 項に関する科目、幼稚園にあっては 設 定 領域に関する専門的事項に関する科 す 目) 又は第26条に規定する教職に関 する科目等のうち1以上の科目につ ろ 科 いて単位を修得するものとする。

45 | 40 | 35 | 30 | 25 | 20 | 15

10

小学校教諭一種免許状 別表第3備考第7号·施行規則第11条備考第3号

【基礎資格・必要在職年数】

小学校教諭免許状を有すること

□ 基礎資格取得後に最低在職年数 3年以上

【必要単位】

基礎資格取得後に修得した単位により最低修得単位数を満たしていること 小学校教諭一種免 在職年数及び修 受けようとする免許状の種類 第1欄 許状 得単位 在職年数 3 4 5 6以上 (施行細則第18条) 関的す教 免許法施行規則第3条第1項 す事る科 2 1 目 の表備考第1号に掲げる科目の 2 1 る項専に うち1以上の科目について修得 科に門関 するものとする。 教育の基礎的理解に関する科目 3 3 3 1 解の教る導各 各教科の指導法に関する科目 科に基輸科法教 道徳、総合的な学習の時間等の 5 目関礎の目に科 5 5 3 指導法及び生徒指導、教育相談 等す的教又関の 等に関する科目 る理育はす指 選択科目 5 3 1 3 第2欄 (施行細則第28条) 大 第18条から第20条までに規定 学 する教科に関する専門的事項に が 関する科目(中学校及び高等学 独 校にあっては、授与を受けよう 自 とする免許状の教科に応じた教 目に 5 3 2 科に関する専門的事項に関する 設 科目、幼稚園にあっては領域に 定 関する専門的事項に関する科 す 目) 又は第26条に規定する教職 る

※教育職員免許法施行規則第11条表備考第3号

科

最低修得単位数

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得したものであるときは、その者は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、この表の当該一種免許状の項の第3欄に掲げる最低修得単位数のうち、第2欄に掲げる科目の単位数を修得したものとみなして、この表を適用する。

に関する科目等のうち1以上の

科目について単位を修得するも

25 | 20 | 15

10

ロ 小学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目二単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等8単位を含めて20単位

※教育職員免許法施行規則第12条

第3欄

第11条第1項の表備考第3号又は第4号に規定する者の免許法別表第3の第3欄に定める最低在職年数の通算については、その者の大学又は旧国立養護教諭養成所における在学年数が3年以上である場合は在職年数2年とみなして取り扱うことができる。第17条第1項の表備考に規定する者の免許法別表第6の第3欄に定める最低在職年数の通算についても、同様とする。

小学校教諭専修免許状 別表第3

【基礎資格・必要在職年数】

____ □ 基礎資格取得後に最低在職年数 3年以上

【必要単位】

	基礎資格取得後に修得した単位により最低修得単位数を満たしていること							
第1欄	受けようとする免許状の種類	小学校教諭専修免許状	在職年数及び修 得単位					
	在職年数	3						
第2欄	大学が独自に設定する科目	15						
第3欄	最低修得単位数	15						